

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-01-0100-4_改0
提出年月日	2022年8月5日

補足-100-4 女川2号機 設計及び工事計画変更認可申請 工事一覧

本資料は、令和4年6月30日付け東北電原技第2号をもって申請した設計及び工事計画変更認可申請に係る工事について、工事の内容に応じた適合性を確認する技術基準各条文を整理したものである。

女川2号機 設計及び工事計画変更認可申請※ 工事一覧

※令和4年6月30日付け東北電原技第2号

工事No.	工事概要	対象設備および今回変更申請における施設設備区分					適合性確認条文	実用炉規則表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分		工事区分	手続き
1	有毒ガス防護に係る変更 (適用基準及び適用規格の変更)	計測制御系統施設 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の適用基準及び適用規格	4. 計測制御系統施設	4.10 計測制御系統施設 (発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	-	-	別紙1	改造	変更認可申請
2	有毒ガス防護に係る変更 (要目表の変更)	中央制御室機能	4. 計測制御系統施設	4.12 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置	4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	-		改造	変更認可申請
3	有毒ガス防護に係る変更 (基本設計方針の変更)	換気設備, 生体遮蔽装置等 (基本設計方針)	6. 放射線管理施設	6.4 放射線管理施設の基本設計方針	-	-		改造	変更認可申請
4	有毒ガス防護に係る変更 (要目表の変更)	緊急時対策所機能	8. その他発電用原子炉の附属施設	8.9 緊急時対策所	8.9.1 緊急時対策所機能	-		改造	変更認可申請
5	有毒ガス防護に係る変更 (基本設計方針, 適用基準及び適用規格の変更)	緊急時対策所 (基本設計方針, 適用基準及び適用規格)	8. その他発電用原子炉の附属施設	8.9 緊急時対策所	8.9.2 緊急時対策所の基本設計方針, 適用基準及び適用規格	-		改造	変更認可申請
6	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート (最長ルート) の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	2.4.2 燃料プール代替注水系	(8) 主配管 (スプレイヘッドを含む。) (可搬型)	別紙2	改造	変更認可申請
7	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート (最長ルート) の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	2.4.3 燃料プールのスプレイ系	(8) 主配管 (スプレイヘッドを含む。) (可搬型)	別紙3	改造	変更認可申請
8	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート (最長ルート) の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	2.4.4 放射性物質拡散抑制系	(8) 主配管 (スプレイヘッドを含む。) (可搬型)	別紙4	改造	変更認可申請
9	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート (最長ルート) の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	3. 原子炉冷却系統施設	3.5 残留熱除去設備	3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系	(8) 主配管 (可搬型)	別紙5	改造	変更認可申請
10	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート (最長ルート) の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	3. 原子炉冷却系統施設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.5 低圧代替注水系	(7) 主配管 (可搬型)	別紙6	改造	変更認可申請
11	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート (最長ルート) の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	3. 原子炉冷却系統施設	3.6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	3.6.9 代替水源移送系	(7) 主配管 (可搬型)	別紙7	改造	変更認可申請
12	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート (最長ルート) の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	3. 原子炉冷却系統施設	3.8 原子炉補機冷却設備	3.8.3 原子炉補機代替冷却水系	(9) 主配管 (可搬型)	別紙8	改造	変更認可申請
13	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート (最長ルート) の変更 (要目表の変更)	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (6) 原子炉格納容器安全設備	b. 原子炉格納容器下部注水系	又 主配管 (可搬型)	別紙9	改造	変更認可申請

女川2号機 設計及び工事計画変更認可申請※ 工事一覧

※令和4年6月30日付け東北電原技第2号

工事No.	工事概要	対象設備および今回変更申請における施設設備区分					適合性確認条文	実用炉規則別表第一	
		設備名称	施設区分	設備区分	系統	機器区分		工事区分	手続き
14	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート（最長ルート）の変更（要目表の変更）	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (6) 原子炉格納容器安全設備	c. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	又 主配管（可搬型）	別紙10	改造	変更認可申請
15	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート（最長ルート）の変更（要目表の変更）	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (6) 原子炉格納容器安全設備	f. 低圧代替注水系	又 主配管（可搬型）	別紙11	改造	変更認可申請
16	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート（最長ルート）の変更（要目表の変更）	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	d. 放射性物質拡散抑制系	ル 主配管（可搬型）	別紙12	改造	変更認可申請
17	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート（最長ルート）の変更（要目表の変更）	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	e. 放射性物質拡散抑制系（航空機燃料火災への泡消火）	ル 主配管（可搬型）	別紙13	改造	変更認可申請
18	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート（最長ルート）の変更（要目表の変更）	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備	g. 原子炉格納容器フィルタベント系	ル 主配管（可搬型）	別紙14	改造	変更認可申請
19	詳細設計の進捗に伴う可搬型設備の運用変更に係る一部の送水用ホースの敷設ルート（最長ルート）の変更（要目表の変更）	送水用ホース	7. 原子炉格納施設	7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力逃がし装置	a. 原子炉格納容器フィルタベント系	二 主配管（可搬型）	別紙15	改造	変更認可申請

技術基準条文		有毒ガス防護に係る変更（中央制御室，緊急時対策所）			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	○	○	有毒ガス防護に係る基準改正（平成29年5月1日施行）への適合 性確認	VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	○	○	有毒ガス防護に係る基準改正（平成29年5月1日施行）への適合 性確認	VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×			
第50条	地震による損傷の防止	×			

技術基準条文	有毒ガス防護に係る変更（中央制御室，緊急時対策所）			適合性確認に必要な主な添付書類
	当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	×		
第52条	火災による損傷の防止	×		
第53条	特定重大事故等対処施設	×		
第54条	重大事故等対処設備	×		
第55条	材料及び構造	×		
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×		
第57条	安全弁等	×		
第58条	耐圧試験等	×		
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための設備	×		
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時 に発電用原子炉を冷却するための設 備	×		
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧 するための設備	×		
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時 に発電用原子炉を冷却するための設 備	×		
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するた めの設備	×		
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のため の設備	×		
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止 するための設備	×		
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を 冷却するための設備	×		
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の 破損を防止するための設備	×		
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損 傷を防止するための設備	×		
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のため の設備	×		
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための設備	×		
第71条	重大事故等の収束に必要な水の 供給設備	×		
第72条	電源設備	×		
第73条	計装設備	×		
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるた めの設備	×		
第75条	監視測定設備	×		
第76条	緊急時対策所	×		
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×		
第78条	準用	×		

技術基準条文		燃料プール代替注水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		燃料プール代替注水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			



技術基準条文		燃料プールのレイ系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		燃料プールのスプレイ系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		放射性物質拡散抑制系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		放射性物質拡散抑制系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		原子炉格納容器フィルタベント系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		原子炉格納容器フィルタベント系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		低圧代替注水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		低圧代替注水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			



技術基準条文		代替水源移送系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		代替水源移送系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		原子炉補機代替冷却水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		原子炉補機代替冷却水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			

技術基準条文		原子炉補機代替冷却水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		原子炉格納容器下部注水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		原子炉格納容器下部注水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		原子炉格納容器代替スプレッド冷却系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-



技術基準条文		原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に要求される条文	当該工事における適合性確認条文	当該工事における適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		低圧代替注水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		低圧代替注水系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		放射性物質拡散抑制系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		放射性物質拡散抑制系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		放射性物質拡散抑制系（航空機燃料火災への泡消火） 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		放射性物質拡散抑制系（航空機燃料火災への泡消火） 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		原子炉格納容器フィルタベント系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-



技術基準条文		原子炉格納容器フィルタベント系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×			
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			

技術基準条文		原子炉格納容器フィルタベント系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×			
第5条	地震による損傷の防止	×			
第6条	津波による損傷の防止	×			
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×			
第8条	立入りの防止	×			
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	×			
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×			
第11条	火災による損傷の防止	×			
第12条	発電用原子炉施設内における溢水 等による損傷の防止	×			
第13条	安全避難通路等	×			
第14条	安全設備	×			
第15条	設計基準対象施設の機能	×			
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×			
第17条	材料及び構造	×			
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第19条	流体振動等による損傷防止	×			
第20条	安全弁等	×			
第21条	耐圧試験等	×			
第22条	監視試験片	×			
第23条	炉心等	×			
第24条	熱遮蔽材	×			
第25条	一次冷却材	×			
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×			
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×			
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 装置等	×			
第29条	一次冷却材処理装置	×			
第30条	逆止め弁	×			
第31条	蒸気タービン	×			
第32条	非常用炉心冷却設備	×			
第33条	循環設備等	×			
第34条	計測装置	×			
第35条	安全保護装置	×			
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系 統	×			
第37条	制御材駆動装置	×			
第38条	原子炉制御室等	×			
第39条	廃棄物処理設備等	×			
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×			
第41条	放射性物質による汚染の防止	×			
第42条	生体遮蔽等	×			
第43条	換気設備	×			
第44条	原子炉格納施設	×			
第45条	保安電源設備	×			
第46条	緊急時対策所	×			
第47条	警報装置等	×			
第48条	準用	×			
第49条	重大事故等対処施設の地盤	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-
第50条	地震による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	-

技術基準条文		原子炉格納容器フィルタベント系 主配管			適合性確認に必要な主な添付書類
		当該設備に 要求される条文	当該工事における 適合性確認条文	当該工事における 適合性確認要否の理由	
第51条	津波による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第52条	火災による損傷の防止	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×			
第54条	重大事故等対処設備	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第55条	材料及び構造	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×			
第57条	安全弁等	×			
第58条	耐圧試験等	○	×	令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更がないため、適合性確認不要	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×			
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×			
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×			
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×			
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×			
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	○	○	当該工事に伴い要目表記載事項の変更を行うため、適合性確認	VI-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2-2-3 燃料プール代替注水系 主配管（スプレイヘッドを含む。）（可搬型）
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×			
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×			
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×			
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×			
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×			
第71条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	×			
第72条	電源設備	×			
第73条	計装設備	×			
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×			
第75条	監視測定設備	×			
第76条	緊急時対策所	×			
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×			
第78条	準用	×			